

○東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木の伐採をする者に対し、予算の範囲内において東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。
- (2) フラス クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木の中に存在している場合に確認されるふん及び木くずが混ざったものをいう。
- (3) 被害木 フラスが発生している樹木又はクビアカツヤカミキリの被害により枯死している樹木をいう。
- (4) 逸出防止措置 被害木の伐採後において、根株のくん蒸又は根株にネットを被せる行為、運搬時において、クビアカツヤカミキリの幼虫又は成虫を拡散させないための必要な措置をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、被害木を伐採又は抜根し、逸出防止措置を講じた上で焼却処分又はチップ化を行うもの（以下「伐採等」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 村内に植生する被害木を所有し、管理する個人又は団体であって、被害木の伐採等を実施したもの
- (2) 同一年度内に、当該補助金の交付を受けていないもの（同一世帯員を含む。）
- (3) 村税等の滞納がないもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度中に完了した事業ごとに次に掲げる費用とする。

- (1) 伐採等にあつては、被害木の伐採、運搬、焼却処分、チップ化及び逸出防止措置に係る費用
- (2) 前号に規定するもののほか村長が必要と認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に申請するものとする。

- (1) 補助対象経費の詳細が分かるもの（見積書等）
- (2) 施工前の被害木の被害状況写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は中止するときは、東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付決定変更（中止）申請書（様式第3号）に關係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査した結果、補助金の交付決定の変更を承認したときは、東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付決定変更（中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業完了後1月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 被害木の伐採に係る領収書（申請者氏名、領収日が記載されているもの）
その他支払いの事実が確認できる書類等の写し
- (2) 補助対象経費の詳細が分かるもの
- (3) 施工中及び施工後の状況写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その

内容を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第13条 村長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取消することができる。

2 村長は、前項の規定による取消しをしたときは、東秩父村クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 村長は、前条第1項の規定による交付の決定の取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（協力の要請）

第15条 村長は、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対して、被害木に関する資料の提供、周辺の状況調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。